

佐賀県告示第 147 号

二級河川那珂川水系那珂川及び大野川について、河川法（昭和 39 法律第 167 号）第 6 条第 1 項第 3 号の河川区域を、次のとおり指定する。

その関係図面は、佐賀県県土整備部河川砂防課及び東部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 30 年 3 月 23 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の図面の緑色で着色した部分に該当する土地の区域（「次の図面」は、省略する。）